

香美市 Net119 緊急通報システム利用規約

香美市 Net119 緊急通報システム（以下「Net119」という。）を利用される前に、当規約を必ずお読みいただき、すべての内容に同意された場合に限りお申し込みください。

1 利用条件

- (1) 利用対象者は、聴覚・言語機能に障がいがあるなど、音声による 119 番通報が困難な方で、香美市内に在住、在勤又は在学している方です。音声による通報が可能な方は音声による 119 番通報をご利用ください。
- (2) Net119 の利用には、事前に利用者登録が必要です。
- (3) 第三者が正規の利用者になりすましていたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、Net119 では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができない古い機種スマートフォン、タブレット及びフィーチャーフォンでは、Net119 が利用できない場合があります。
- (4) 利用に当たっては、GPS 機能を搭載し、インターネットに接続が可能なスマートフォン、タブレット及びフィーチャーフォンが必要となります。
- (5) 消防が通報を受信した場合、救急隊や消防隊が向かう場所が特定できないと対応ができなくなりますので、通報時は GPS 機能を ON に設定してください。通報が必要な緊急時には、GPS 機能の設定を変更することが困難な場合があるため、常に ON にしておくことをおすすめします。
- (6) 迷惑メールフィルタリング等をご利用の場合には、「net119.speecan.jp」ドメインからのメールを拒否しないよう設定してください。設定の変更方法については、契約電話会社へお問い合わせください。
- (7) 認証エラーなどが発生し、利用できない場合は、「問合せ先」に記載の連絡先までご連絡ください。

2 利用者登録

- (1) 複数のスマートフォン、タブレット及びフィーチャーフォンをご利用の場合は、1 台ごとに登録が必要になります。
- (2) 利用登録に当たっては、通報を受けた消防本部（以下「消防本部」という。）が迅速に対応するための情報として次の情報の登録が必要になります。
 - ア 氏名（フリガナ）
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所
 - オ メールアドレス
 - カ 電話番号
- (3) 通報時に体調不良等の理由により、詳細な通報場所を消防本部に伝えることができなかった場合に、救急隊や消防隊が場所を特定するために使用する情報として、次の情報を任意登録で

きます。いざという時に、消防本部が通報者との連絡を確保する上で貴重な情報となりますので、登録することをおすすめします。

ア FAX 番号

イ よく行く場所

ウ 緊急連絡先氏名（フリガナ）

エ 緊急連絡先続柄

オ 緊急連絡先電話番号、FAX 番号又はメールアドレス

- (4) 通報時に何らかの理由で消防本部から利用者に連絡が取れなくなってしまった際には、緊急連絡先に登録された方に居場所の問い合わせを行う場合があります。ご家族などの問い合わせにご対応いただける方の登録をおすすめします。

緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意を得てください。

- (5) 以下の事由が発生した場合には、速やかに登録情報の変更、又は利用中止の手続きを行ってください。手続き方法については、「問合せ先」までご連絡ください。

ア 転居やメールアドレスの変更等、既登録情報に変更があった場合

イ 端末の機種変更を行った場合

ウ 利用を中止したい場合

3 個人情報の取り扱い

- (1) 登録された個人情報につきましては、Net119 を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外での使用はしません。
- (2) 高知県以外から通報した場合、その場所を管轄する消防本部が Net119 を利用している場合は、通報先管轄消防本部に通報されますが、Net119 を利用していない消防本部（以下「未利用本部」という。）管内で通報した場合は、高知市消防局（以下「消防局」という。）に通報が入り、消防局から未利用本部に連絡するため時間がかかることがあります。その際、登録いただいた利用者情報も含めて未利用本部へ提供します。
- (3) 消防本部から搬送先医療機関へ登録情報を含む通報情報を提供することがあります。
- (4) Net119 の事業者に変更があった場合には、変更後の事業者により事前登録情報の引き継ぎを行い、従前の事業者から個人情報を消去します。

4 通報時における注意点

- (1) 通報を行う際には、初めに「火事」、「救急」の別を選択し、続けて現在位置を「自宅」、「外出先」又は「よく行く場所」から選択してください。
- (2) 現在位置として「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が消防本部に送られます。「外出先」を選択した場合は、GPS 測位による現在地情報が消防本部に送られます。GPS 測位結果が誤っている場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。
- (3) 現在位置の入力が完了すると、通報が消防本部に接続され、消防本部との間でチャットが開

始されますので、詳しい状況を入力してください。

- (4) チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。
- (5) チャットが途中で切断された場合には、登録されたメールアドレス宛に呼び返しを行います。ブラウザを閉じずに待つか、メールを受信できる状態にしてください。
- (6) 通報地点が不明な場合（取得した位置情報が大きくずれている場合等）は、別の手段での通報（第三者による通報等）を案内する場合があります。

5 利用料金

Net119 は無料でご利用いただけますが、インターネットの接続に必要な通信料は利用者の負担となります。

6 サービスが利用できない場合

- (1) インターネットを利用しているため、通信事業者、プロバイダ事業者の工事、メンテナンス、通信電波状況の混雑及び携帯電話のネットワークサービス圏外は使用できない場合があります。
- (2) システムのメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを事前に登録メールアドレスへ通知しますので、常にメールを受信できるようにしておいてください。

7 利用者の責任

利用者は、自己責任で Net119 を利用するものとします。サービスの利用に必要な機器の準備と通信料の負担は利用者の責任で行うものとします。消防本部は、Net119 を慎重に管理しますが、利用者が Net119 の利用に際して行った一切の行為とその結果に、何ら責任を負わないものとします。なお、利用者にこの行為で被った損害があるとき、その損害の原因が消防本部にある場合を除き同様とします。

8 免責事項

- (1) Net119 に係る情報が利用者若しくは第三者の権利を侵害し、又はこの権利侵害に起因して紛争が生じた場合であっても、その損害と紛争に消防本部は何らの責任も負わないものとします。
- (2) 利用者の端末機の環境又は通信環境など、その他の理由で Net119 が正常に利用できない場合がありますが、このことで利用者に生じた損害に消防本部は何らの責任も負わないものとします。
- (3) Net119 を利用者の端末機に登録するにあたって利用者の端末機がコンピューターウィルスなどに感染し、利用者に損害が生じた場合であっても消防本部は何らの責任も負わないものとします。
- (4) 天災・事変などの非常事態のため Net119 が正常に利用できない場合、消防本部は何らの責任も負わないものとします。

9 規約改正

消防本部は、本規約を随時改定することができるものとします。消防本部は本規約を改定した場合、その都度改訂後の本規約を香美市ホームページ内に掲示することで利用者に告知したものとし、改定後の本規約はこの掲示の時点で効力を生じるものとします。

10 その他

- (1) 「練習通報」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことができます。「練習通報」では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができます。なお、消防本部に接続されることはありませんので、ご心配なくご活用ください。
- (2) 利用するフィーチャーフォン、スマートフォン及びタブレットは、端末ロック等、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。
- (3) 明らかにいたずら通報と解される場合は、以後の通報の受信を拒否する場合があります。
- (4) 登録されたメールアドレスが利用可能かどうかを確認するため、定期的にメールを送信させていただきますことがあります。長期間にわたり応答がない場合には利用の停止又は登録の削除が行われることがあります。

11 問合せ先

香美市消防本部 消防課 警防班

電話番号：0887-53-4179

F A X：0887-53-5313

メールアドレス：shobo-keibo@city.kami.lg.jp